

～「横浜ワイン特区」に横浜市全域が認定されました～ 「浜なし」など市内産果樹のワイン製造規制が緩和されます！

横浜市の特産果樹を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地元農産物の消費拡大を図るために、国に申請していた構造改革特別区域計画について、令和7年3月28日に「横浜ワイン特区」として内閣総理大臣から認定を受けましたのでお知らせします。本認定により、「浜なし」など市内産果樹を使用したワイン製造の規制が緩和されます！

■ 構造改革特別区域計画の概要

名 称：横浜ワイン特区
認 定 日：令和7年3月28日
区域の範囲：横浜市全域
指定の特産物：なし、ぶどう、柿
特 例 措 置：特産酒類の製造事業 709（710，711）



市内で生産される指定特産物果実を原料とした果実酒の製造について、酒類製造免許に関する最低製造数量基準が年間6キロリットルから果実酒は2キロリットルに引き下げられます。

なお、特区を活用したワイン等の果実酒の製造の場合でも、これまでの酒税法に定められた免許を受ける必要があります。

参考：構造改革特別区域制度

地域の特性に応じた規制改革を通じた構造改革の加速と、地域が自発性をもって規制の特例措置を活用することにより、地域の活性化の促進を目的とした制度

今後の取組：

横浜市は、「浜なし」を代表とする横浜市内の果実の生産振興を図ってまいります。また、近年の天候不順等により発生する規格外品の廃棄量を減らすため、6次産業化などを推進して、「横浜農場」による地産地消事業を進めます。



「横浜農場」は、食や農に関わる多様な人たち、農畜産物、農景観など、横浜らしい農業全体を農場として見立てた言葉です。横浜市では、この「横浜農場」を使い、横浜の農業のPRを進めています。

お問合せ先

【ワイン特区に関すること】みどり環境局農業振興課長 澤田 悦子 Tel 045-671-2606

【特区制度に関すること】政策経営局共創推進課担当課長 田中 真紀子 Tel 045-671-4392



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

